

後見制度又は保佐制度を利用する方に対する権利制限が見直されました

これまで、各種の法律において、後見制度又は保佐制度を利用することにより、一定の資格や職業を失ったり、営業許可等が取得できなくなったりするなどの権利制限に関する規定が定められていました。

令和元年6月7日に成立した「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」といいます。）」により、上記の権利制限に関する規定の大部分が削除され、今後は、各資格・職種・営業許可等に必要な能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断されることとなります。

整備法の施行日は、次のとおり資格や職業等によって異なりますので、ご注意ください。

○ 施行日：令和元年6月14日

准介護福祉士，養育里親及び養子縁組里親，酒類の販売業免許 など

○ 施行日：令和元年9月14日

国家公務員，自衛隊員，マンション管理士，旅行業務取扱管理者，
社会福祉法人の役員，宅地建物取引業の免許，建設業の許可 など

○ 施行日：令和元年12月1日

一級建築士免許，二級建築士免許 など

○ 施行日：令和元年12月14日

医師，介護福祉士，教員，弁護士，行政書士，警備員，税理士，地方公務員，
農業協同組合の役員，貸金業の登録，古物営業の許可 など

※ 「会社法」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」における法人の役員の資格に関する権利制限は、整備法による改正の対象となっておらず、政府が整備法の公布後1年以内を目処として検討を加え、今後必要な措置を講ずる予定です。